

山梨県公報

号外第十号

平成十八年

三月二十四日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出	一
収支報告書の要旨の公表	四
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	六
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	七
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数	七
個人演説会等を開催することができる施設の指定	七

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十八年三月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
 政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	設立年月日	届出年月日
国民新党憲友会山梨県支部	進藤 八郎	佐野 一彦	北杜市小淵沢町六一六八 進藤八郎方	平成十八年 三月十日	平成十八年 三月十五日

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	設立年月日	届出年月日

名 称		代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
「日本フロンティアの会」	池端孔市	杉本英美	上野原市上野原七九四〇	平成十八年 一月二十九日	平成十八年 二月二十七日	
「上野原町を元気にする」 人々の会	長田通幸	杉本英美	上野原市上野原七九四〇	平成十八年 二月二十九日	平成十八年 二月十六日	
志村一郎後援会「大栄会」	萩原博文	志村秀男	南アルプス市大師二九九二	平成十八年 二月十五日	平成十八年 二月十六日	
政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届						
山梨県看護連盟	山梨県看護連盟	菅谷源太郎	甲府市幸町一四六	平成十七年 六月三日	平成十八年 三月十四日	
自由民主党富士吉田市支部	自由民主党富士吉田市支部	相澤善一	甲府市富士見一二四	平成十八年 三月十三日	平成十八年 三月十三日	
自由民主党富士吉田市支部	自由民主党富士吉田市支部	菅谷源太郎	甲府市幸町一四六	平成十八年 三月十日	平成十八年 三月十三日	
秋山会	渡辺巨人	加藤友規		平成十八年 三月九日	平成十八年 三月九日	
連合山梨政治連盟	田中甲子男	大森歳晴		平成十八年 三月一日	平成十八年 三月七日	
三進会	中村喜幸	神宮寺 聡		平成十八年 二月二十七日	平成十八年 三月二日	
山梨連合総本部	大久保 明	赤石圭吾		平成十八年 二月二十八日	平成十八年 三月一日	
山梨県看護連盟	渡辺二造	清水栄一	中央市中橋二二九八	平成十八年 三月十五日	平成十八年 三月十五日	
中央市の未来を考える会	乙黒三代太郎	高橋晴子	中央市成島一三八〇	平成十八年 三月一日	平成十八年 三月十五日	
赤池誠章後援会	中村昌訓	高橋晴子	甲府市湯田二六六	平成十八年 三月一日	平成十八年 三月十五日	
甲府市薬剤師連盟	中村昌訓	高橋晴子	甲府市中小河原一一二一五	平成十八年 三月十四日	平成十八年 三月十四日	
日本看護連盟山梨県支部	渡辺二造	相澤善一	甲府市幸町一四六	平成十七年 六月三日	平成十八年 三月十四日	

上野原	小澤善六	堀込昭	北杜市長坂町大八田六三〇六	平成十八年三月六日	平成十八年三月七日
すみよい会	小沢澄夫	堀込昭	北杜市長坂町大八田六三〇六	平成十八年三月六日	平成十八年三月七日
長田ひさお後援会「久友会」	小林明男	三井俊彦	甲斐市大下条一〇三〇	平成十八年三月五日	平成十八年三月十日
得心会	小野明英	小野一治	南アルプス市西野二〇〇	平成十八年三月十五日	平成十八年三月十五日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
荻野正直	笛吹市長	笛吹クラブ	笛吹市石和町井戸三三九	荻野正直	平成十八年二月十四日	平成十八年二月二十日

政治資金規正法第十九条第三項第一号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
小沢澄夫	長坂町長	説明会	北杜市長坂町大八田六三〇六	小沢澄夫	平成十八年三月六日	平成十八年三月七日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	杉本文	上野原市長	杉本文と民主政治を育てる会			平成十七年二月十三日	平成十八年二月二十七日
旧	上野原町長						

山梨県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十八年三月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第12条第1項

平成16年1月1日から平成16年12月31日まで

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 広和会

報告年月日 平成18年1月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,834円	
ア 前年繰越額	10,834円	
イ 本年収入額	0円	
(2) 支出総額	10,834円	
(3) 翌年への繰越額	0円	
2 収入・支出の内訳		
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費	10,834円	
(ア) 組織活動費	10,834円	
合計	10,834円	
政治団体の名称 雨宮四郎後援会		
報告年月日	平成18年1月20日	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	112,000円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	112,000円	
(2) 支出総額	112,000円	
(3) 翌年への繰越額	0円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	112,000円	
(ア) 寄附	112,000円	
a 個人からの寄附	112,000円	
合計	112,000円	
[寄附の内訳]		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
雨宮四郎	112,000円	笛吹市
小計	112,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	112,000円	
(ウ) 備品・消耗品費	112,000円	
合計	112,000円	

政治団体の名称 海野としひこ後援会笛山会		
報告年月日	平成18年2月28日	
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	1,100,000円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年収入額	1,100,000円	
(2) 支出総額	990,480円	
(3) 翌年への繰越額	109,520円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	1,100,000円	
(ア) 寄附	1,100,000円	
a 個人からの寄附	1,100,000円	
合計	1,100,000円	
[寄附の内訳]		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
海野利比古	600,000円	笛吹市
海野みや子	500,000円	笛吹市
小計	1,100,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	740,480円	
(イ) 光熱水費	9,963円	
(ウ) 備品・消耗品費	500,517円	
(エ) 事務所費	230,000円	
イ 政治活動費	250,000円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	250,000円	
b 宣伝事業費	250,000円	
合計	990,480円	
政治団体の名称 清水潤一を励ます会		
報告年月日	平成18年2月15日	
1 収入・支出の総額		

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

政治団体の名称 相親会

報告年月日 平成17年12月20日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

政治団体の名称 得心会

報告年月日 平成18年3月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

政治団体の名称 中村よしつぐ後援会

報告年月日 平成18年1月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	212,300円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	212,300円
(2) 支出総額	212,300円
(3) 翌年への繰越額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	212,300円
(ア) 寄附	212,300円
a 個人からの寄附	212,300円
合 計	212,300円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
中村善次	212,300円	笛吹市
小 計	212,300円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	80,000円
(ウ) 備品・消耗品費	80,000円
イ 政治活動費	132,300円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	132,300円
b 宣伝事業費	132,300円
合 計	212,300円

政治団体の名称 武藤茂美を励ます会

報告年月日 平成17年11月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(3) 翌年への繰越額	0円

山梨県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年三月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、一六一

山梨県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年三月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一八四、六六八

山梨県選挙管理委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年三月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

三分の一の数

選挙区名 東山梨郡 六、九〇八

東八代郡 一九、七一一

西八代郡 七、〇七一

南巨摩郡 一、三四八

中巨摩郡 四五、五七四

北巨摩郡 一七、三四九

南都留郡 一、一五二

北都留郡 七、六二八

甲府市 五、三三七

富士吉田市 一四、二〇八

塩山市 七、〇七二

都留市・西桂町 一〇、〇三五

山梨市 八、五六六

大月市 八、五二四

韮崎市 八、四七七

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成十八年三月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

名称	所在地	指定選挙管理委員会
中央市立玉穂生涯学習館	中央市下河東一番地一	中央市選挙管理委員会
北杜市明野屋内運動場	北杜市明野町浅尾新田一四九九番地	北杜市選挙管理委員会
北杜市明野多目的屋内運動場	北杜市明野町上手八三〇四番地	北杜市選挙管理委員会
北杜市小淵沢総合スポーツセンター	北杜市小淵沢町二一六一番地	北杜市選挙管理委員会
北杜市生涯学習センターこぶちさわ	北杜市小淵沢町七七一一番地	北杜市選挙管理委員会
北杜市武川教育福祉センター	北杜市武川町三吹二六一番地	北杜市選挙管理委員会

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番